

【研究機関担当者向け】

PI 人件費支出に関する研究機関における対応について（検討例）

1. 研究機関に期待される取組

研究機関においては、所属する PI が直接経費からの人件費を支出することにより確保された財源を、PI 自身や PI の研究活動のインセンティブとなるような取組を明確に示すことが重要となります。

研究機関が掲げる研究力向上に向けた目標達成のため、研究力強化に資する現実的かつ実効性のある取組を構想し、確保した財源で PI 自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等による当該 PI のパフォーマンス向上を図るとともに、若手研究者をはじめとした多様かつ優秀な研究人材の確保等による研究機関独自の研究力強化に活用することが期待されるところです。

なお、本制度は各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者の活躍機会を確保する人事給与マネジメントの強化等と一体的に実施することにより、機関の目標に即した効果的な取組が実現されるものです。

更には、文部科学省が所管する競争的研究費だけでなく、他府省の競争的研究費（PI の人件費が支出可能な制度）や民間からの受託・共同研究等の外部資金からも必要な人件費を支出し、費用負担の適正化に努めるとともに、それにより確保した財源についても、研究力向上のため、有効に活用されることが期待される

また、これらの取組の進捗を自己点検する仕組みの構築が望まれます。

2. 体制整備に必要な事項

※別添様式 1 も参考にしながら、下記の事項等を整備ください。

【研究機関内のルールに関する事項】

- 民間からの受託・共同研究等の外部資金を含む多様な財源により、エフォートに応じて研究者の人件費を措置することを可能とするルールを構築。

- 外部資金を獲得した研究者が研究活動に専念できるよう、所属研究機関内の業務を軽減する等、研究者のエフォートを確保するためのルールを構築。

- 研究者の業績評価など（能力主義）が、給与・雇用条件（昇給、任期雇用更新）など研究者の待遇改善や、基盤研究費の増額など研究者の研究環境面の改善等に反映されていること等により、研究意欲のある研究者のインセンティブとなるような、適切な評価体制を構築。

*活用状況に関する研究者や担当部局との意見交換などを通じたモニタリング体制を整備し、必要な改善を行う仕組みを構築することが望ましい。

【研究機関内での手続きに関する事項】

- 申請・決定等の手続きの仕組みを構築（研究者⇔研究機関（部局等・本部））。
- 研究者のエフォートの管理方法を構築（「エフォート管理の運用統一について」（令和2年3月31日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）を参考）。

【執行の透明性の確保に関する事項】

- 所属する研究者の意向や研究機関の特性・規模等も踏まえつつ「研究力向上」に向けた、研究「人材」「資金」「環境」の機能強化を図る活用方針を策定。
→ 3. 活用方針で定める事項参照

- 所属する PI に対し当該活用方針を周知・説明。
- PI に対して、研究機関から制度利用を強制された場合や、設定したエフォートが確保できない場合等、本制度の趣旨に反する事由があった際に連絡・相談する文部科学省の窓口を周知。

- 人件費を支出した PI に対して活用実績等を報告。

*活用実績等は、執行の透明性担保の観点から、研究機関のホームページ等で公表することが望ましい。

【文部科学省への報告等】

- PI 人件費を計上する研究費を申請するまでに、体制整備状況（別添様式1）及び研究機関が策定した活用方針を文部科学省に提出。
- PI 人件費を執行した翌年度の6月末日までに、本制度の利用により確保した財源の活用実績報告書（別添様式3）を作成し、文部科学省に提出。

3. 活用方針で定める事項

(1) 目標

※ 「研究力向上」に係る目標であること

(記載例)

- ・ 研究者が安定して研究に専念できる環境の整備
- ・ 多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化

(2) 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

- ※ 上記に掲げた目標と使途・活用策の関係が明確であること
- ※ 研究「人材」「資金」「環境」機能強化に資する施策であること
- ※ 直接経費から人件費を支出する PI に対するメリットを示すこと
- ※ 各機関独自の取組を設定。なお、活用実績を文科省に報告する際は、研究「人材」「資金」「環境」の観点から、機能強化につながった実績の報告を求めることとしており、予め整理を行っておくことが望ましい。

(記載例)

- 1) 直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究者自身の処遇の改善、応用研究のための研究費配分や研究支援体制の強化等）
- 2) 若手研究者支援の充実（研究者の新規雇用や若手への重点的な研究費配分等）
- 3) 共用設備・機器の整備

(具体的な施策例)

○研究「人材」の戦略的強化

- ・ 直接経費から人件費を支出した PI の処遇の改善
- ・ 若手研究者の新規雇用
- ・ 博士課程学生等の処遇の改善
- ・ 将来研究者を目指す高校生や学部学生を対象とした研究の支援

○多様かつ継続的な挑戦を支援する研究「資金」の配分

- ・ 若手研究者のスタートアップ研究の支援
- ・ 当該研究からスピリアウトした研究への支援

○魅力ある研究「環境」の整備

- ・研究設備・機器の共用の充実
- ・若手研究者やPI向けの共用設備等の無償化や低廉な使用料の設定 など

重要：活用方策は適宜見直しを行うなど、柔軟に対応可能
目標達成に向け、研究力向上に資する時宜を得た施策の立案が肝要

(3) 執行にあたっての留意事項等

- ※ 所属する研究者に対して研究機関として直接経費からの人件費支出を強制しない旨を示すこと
- ※ 実施状況等も踏まえつつ実効性の確保に努めること
- ※ 研究機関における組織改革と一体的に実施する旨を示すこと

(記載例)

- ・直接経費の用途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、機関が強制するものではない
- ・本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・当該方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの強化等（各機関における改革の内容）と併せて取り組むこととする

以上